

# 海外バイヤー招へい事業委託業務 企画提案指示書

## 1 目的

円安の進行や海外の有力バイヤーからのアプローチといった輸出環境の好転を捉え、道産食品の需要が高いアジアの国・地域のバイヤーを道内に招へいし、試食(飲)商談会を開催し、海外とのビジネスチャンスの拡大機会を設け、道内企業の収益向上を図る。

## 2 実施方法

総合評価一般競争入札

## 3 委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月10日(金)まで

## 4 対象国・地域

中国、香港、台湾、韓国、ベトナム(5ヶ国・地域)

## 5 委託業務の内容

### (1) 海外バイヤーを招へいした試食(飲)商談会の実施

以下の事項に基づき、海外バイヤー企業と道内参加企業を参集した試食(飲)商談会を開催すること。

#### ア 海外バイヤー企業の募集

- ・ 食品卸、飲食、小売等の分野で商談の成約が高く見込まれる海外バイヤー企業を上記4の対象国・地域から、原則各3社(1社につき1名)、計15社(計15名)を道内に招へいするため募集すること。
- ・ なお、新型コロナウイルス感染症等の状況により、海外からバイヤー企業を招へいできない場合には、日本国内の事業所や関係会社等からバイヤーを道内に招へいしてもかまわない。
- ・ 招へいする海外バイヤー企業は、本商談の結果、レストランや小売店での北海道フェア開催が見込まれる先が望ましい。

#### イ 道内参加企業の募集

- ・ 食品製造、加工、生産、卸等の分野の道内企業で、上記4の対象国・地域の海外バイヤー企業との商談を希望する者を50社以上募ること。

#### ウ 商談会場の手配

- ・ 商談会場は、札幌市内とし、可能な限り海外バイヤー企業と道内参加企業が来場しやすい場所を手配すること。
- ・ 商談の際には、道内参加企業の輸出希望商品を使用した料理メニューや飲み物を海外バイヤー企業に提供するため、調理ができる場所を確保すること。なお、衛生管理の観点等から、許可を得た者以外が調理場を使用できない場合であっても、調理場の使用を許可された者が道内参加企業の意向に基づいて代理で調理することが可能であれば、それで差し支えない。

## エ 商談会に向けた事前準備

- ・ ニーズに沿った商談が実施できるよう、道内参加企業の商談希望(対象国・地域、業種、個別企業名等)や、海外バイヤー企業の商品ニーズ等を取りまとめ、事前マッチングを行い、個別商談スケジュールを作成すること(1件40分程度)。
- ・ 商談成約までを見据え、商談効果が上がるよう、道内参加企業から商談に必要な情報(商品情報、企業情報等)を入手し、資料として翻訳し、商談前に海外バイヤー企業に提供すること。また、委託者が指定する道産品のカタログを翻訳し、商談資料として活用すること。

## オ 試食(飲)商談会の開催

### (ア) 開催時期

- ・ 商談会の開催時期については、原則、令和5年(2023年)の1月中旬までとするが、航空便やホテルの繁忙期により渡航費用が高騰するなど、商談会の効率的な実施が図れない場合や、海外バイヤー企業との日程調整状況等に応じ、委託者との協議により開催時期を変更することができる。

### (イ) 開催日数

- ・ 上記4の対象国・地域を原則2日に分けた開催方式での商談会開催を基本とする。但し、海外バイヤー企業との日程調整状況に応じ、委託者との協議により2日間以外の日数で開催することができる。

### (ウ) 当日の対応

- ・ 看板の掲示、テーブル・椅子の配置、道内参加企業の輸出希望商品を使用した料理メニューや飲み物の運搬確保、試食・試飲に必要な備品の用意など、商談会場の設営並びに商談会終了後の撤去を行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底の上、実施すること。
- ・ 商談に必要な人数の通訳(商談通訳レベル)を配置すること。
- ・ 商談内容に応じた適切な人数のスタッフを配置し、進行や時間管理等、商談会の運営を行うこと。
- ・ 道内参加企業の海外展開の経験度合に応じ、専門家が商談に同席しサポートするなど、効果的な商談実施を図ること。

## カ 商談会終了後のフォローアップ

- ・ 商談会終了後、海外バイヤー企業と道内参加企業に対し、商談に関するアンケート(ヒアリング)を実施し、商談結果の取りまとめを行うこと。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。
- ・ 商談会終了後から委託期間の終了までの間に、商談が進みそうな案件があった場合には、フォローアップを図ること。

## (2) 成果品の提出

ア 以下の内容を基本に整理した報告書を提出するものとする。

(ア) 試食(飲)商談会の実施概要と結果(商談における成約、成約見込、不成約およびバイヤーの感想、それらの理由、分析)

(イ) 上記の(ア)についての課題の抽出

(ウ) 抽出した課題の考察による対応策や提案

イ 上記(ア)～(ウ)をまとめた対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

※報告書は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部)を提出すること。

※小冊子の場合は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(小冊子10部)を提出すること。

※PR素材等は 電子媒体(DVD-R1枚)を作成すること。

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

## 6 総合評価一般競争入札の資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
  - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。
- (10) 過去に海外の国(地域)の販路開拓(展示会出展や商談会等)に関する取組実績があること。

## 7 審査

- (1) 入札金額
- (2) 事業者の適格性
  - ア 海外の国(地域)との取組実績を有していること。
  - イ 人材配置など業務執行の体制が整っていること。
- (2) 企画提案の適合性
  - ア 事業実施のスケジュール・経費積算が妥当と考えられること。

- イ 道内から多くの企業を募ることができる内容となっていること。
- ウ 5か国・地域（中国、香港、台湾、韓国、ベトナム）から指定された数のバイヤーを招へいできる ようになっていること。
- エ 新型コロナウイルス感染症等の状況により、海外からバイヤーを招へいできない場合に、日本国内 から海外とつながりのあるバイヤーを招へいできるようになっていること。
- オ 適切な商談会場及び売り場所を確保できるようになっていること。
- カ 試食・試飲の実施において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が徹底されていること。
- キ 成約までを見据えた商談準備（商談資料作成等）が計画されていること。
- ク 道内参加企業の輸出希望商品を海外バイヤーに試食（飲）してもらうための調理場所を確保できる ようになっていること。
- ケ 商談時の専門家の同席など、効果的な商談が実施できるよう工夫されていること。
- コ 商談会後も成約に向けた、適切なフォローアップ等が実施される内容となっていること。
- サ 事業終了後に本事業の概要等や今後の対応策等について、対外的に説明し、利用できる小冊子が作 成されることになっていること。

## 8 応募手続き

### (1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係  
<担当> 係長 亀井 良司  
<電話> 011-204-5342（内線）26-651  
<FAX> 011-232-8870  
<E-mail> kamei.ryouji@pref.hokkaido.lg.jp

### (2) 資格審査申請書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和4年(2022年)11月25日(金)17時(必着)
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出様式 別添様式1のとおり
- オ 提出部数 1部

### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和4年(2022年)11月25日(金)17時(必着)
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出様式 別添様式2のとおり
- オ 提出部数 8部

※1部は提案者名を記載したもの。残り7部は提案者名を記載しないもの。  
文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

## 9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1)参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2)企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3)ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

## 10 その他

- (1)企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2)企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3)企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、令和4年(2022年)11月25日(金)17時まで上記8(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4)本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5)手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本通貨
- (6)契約書作成の要否  
要
- (7)関連情報を収集するための窓口  
8(1)に同じ